

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

再生可能エネルギー導入等状況報告書の作成手引

令和4年4月  
京都府府民環境部  
エネルギー政策課

## I はじめに

近年、防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあります。そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すという目標を掲げ、社会全体の脱炭素化に向けた取組を総合的に推進しています。

中でも、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないため、京都府内での導入や利用を積極的に進めていく必要があります。

他方で、事業活動に伴う温室効果ガスは、2030 年度においても排出量に占める割合が高いと試算されていることから、温室効果ガス排出量の実質ゼロという目標を達成するためには、京都府内の事業者の排出量削減が重要です。

このため、特定事業者による再生可能エネルギーの導入等の取組を促すことを目的として、京都府では、令和 2 年に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号）を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から再生可能エネルギーの導入等の状況に関する報告・公表制度を設けました。

特定事業者のうち、この制度の対象となる皆様は、「再生可能エネルギー導入等状況等報告書」の作成・提出を通じて、再生可能エネルギーの導入や利用に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## II 制度の内容

### 1 制度の内容

本制度は、特定事業者の皆様は、前年度及び報告年度における各事業所で使用した電力量に占める再エネ電気等の割合（報告年度にあつては目標値）や再生可能エネルギーの導入等に関する方針等を「再生可能エネルギー導入等状況等報告書」（以下「報告書」という。）により、毎年度、御報告いただくものです。なお、報告の対象者及び対象事業所は 2 及び 3 に記載のとおりです。

また、提出いただいた報告書は、府のホームページで公表することとしています。

### 2 報告の対象者

京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号）第 16 条第 2 項に規定する特定事業者です。（事業者排出量削減計画・報告・公表制度（京都府地球温暖化対策条例第 18 条）の対象者と同様です。<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/enterprise/index.html>）

特定事業者とは、前年度実績で次表の要件のいずれかに該当する事業者です。

大規模エネルギー使用事業者	・ 府内における事業活動に係る年間（年度）のエネルギー使用量が原油換算数量で 1,500 キロリットル以上の事業者
大規模運送事業者	・ 自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の総数が、トラック又はバスが 100 台以上、タクシーが 150 台以上の自動車運送事業者 ・ 府内に路線を有し、保有する車両の総数が 150 両以上の鉄道事業者

その他の温室効果ガス大規模排出事業者	・エネルギーの使用に伴うものを除き、府内における事業活動に係る温室効果ガスのいずれかの排出の量が二酸化炭素に換算して年間3,000トン以上の事業者
--------------------	---

(注) 上記の事業者基準の特例として、フランチャイズチェーンなど、同一の商号、商標に係る親業者と加盟業者の関係にある事業活動については、親業者と加盟業者を一つの事業者とみなします。

### 3 報告の対象となる事業所

- 京都府内に所在する主たる事業所<sup>※1</sup>及び前年度のエネルギー使用量が原油換算数量で500キロリットル以上の事業所<sup>※2</sup>が対象となります。

※1 主たる事業所は、京都府内に本社（本店、本部等を含む）がある場合は本社、京都府内に本社がない場合は、府内で本社に準ずる機能を有する事業所（支社・支所等）、又は府内に所在する事業所の中で前年度のエネルギー使用量が最も多い事業所が該当します。

（主たる事業所については、前年度のエネルギー使用量が原油換算数量500キロリットル未満の場合であっても、報告の対象となります。）

※2 主たる事業所以外に、府内に所在する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設又は設備であって、前年度のエネルギー使用量が原油換算数量で500キロリットル以上の事業所があれば、全て報告の対象となります。

- 対象事業所への該当を判断するためのエネルギー使用量は、地球温暖化対策指針第5条に基づき算定して下さい。（電気の使用に伴うものだけでなく、ガス、液体燃料の使用に伴うものも含まれます。）
- 対象事業所ごとに別紙を作成して下さい。

### 4 報告書の提出方法

#### (1) 提出物及び部数

報告書 1部

※ 様式（別紙を含む）は府ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/energy/jorei.html>

(2) 提出先・提出方法及び本制度の問合せ先

■報告書の提出先及び提出方法

(提出先) 京都府 府民環境部 地球温暖化対策課  
住 所 : 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話番号 : 075-414-4708  
メール : [tikyu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:tikyu@pref.kyoto.lg.jp)

(提出方法)

京都府地球温暖化対策条例第19条に規定する事業者排出量削減報告書を京都府に御提出いただいている特定事業者の皆様は、それと併せて電子ファイル又は紙ベースで御提出願います。

(年度の途中で新たに報告対象者となられた場合は、事業者排出量削減報告書は翌々年度からの御提出となりますが、再生可能エネルギー導入等状況報告書は翌年度からの提出となりますので、御注意ください。)

■報告・公表制度の問合せ先

再生可能エネルギー導入等状況等報告書制度に関する御質問等については、京都府府民環境部エネルギー政策課までお問合せください。

(問合せ先) 京都府 府民環境部 エネルギー政策課  
住 所 : 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話番号 : 075-414-4298  
メール : [energy@pref.kyoto.lg.jp](mailto:energy@pref.kyoto.lg.jp)

(3) 提出期限

毎年度7月末日まで

### III 報告書の作成要領

#### 1 第6号の2様式（規則第4条の2関係）記入例

記入例

第6号の2様式（第4条の2関係）

7月末までに提出をお願いします。

令和4年7月10日

本社（本店・本部等）所在地を記載

（宛先）京都府知事

京都府内の、本社（本店、本部等）、府内で本社機能を有する事業所（支社・支所等）又は府内に所在する事業所の中で前年度のエネルギー使用量が最も多い事業所（すべて前年度のエネルギー使用量が原油換算数量500キロリットル未満の場合でも報告の対象です。）

住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）  
〇〇株式会社  
京都府京都市上京区新町西入る藪ノ内町

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
代表取締役 京都 次郎

押印は不要

再生可能エネルギー導入等状況報告書

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第9条の2の規定により、別紙のとおり、下記の事業所における再生可能エネルギーの導入等報告書を提出します。

記

事業所の名称	事業所の種別	前年度（令和3年度）のエネルギー使用量 原油換算（キロリットル）
① 京都本社	本社	400
△△工場	工場	1,000
□□営業所	営業所	600
〇〇出張所	営業所	500

記載の事業所すべてについて別紙を作成してください。

①以外で前年度のエネルギー使用量が原油換算数量500キロリットル以上の事業所があればすべて記載

注 1 「事業所の名称」欄には、京都府内に所在する事業所のうち、本社及び前年度のエネルギー使用量が原油換算数量で500キロリットル以上の事業所を全て記載して下さい。

注 2 「事業所の種別」欄には、本社、営業所、工場等の種別を記載して下さい。

報告書の内容等についての確認先を記載

連絡先	担当部署	担当部署名	エネルギー政策課
		所在地	(〒000-0000) 京都府京都市上京区新町西入る藪ノ内町
	担当者名		京都 三郎
	電話番号等	電話番号	●●●-●●●-●●●●
		FAX番号	▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲
メールアドレス		■●■-●●@pref.kyoto.lg.jp	

次項の再エネ電気等の種別毎に記載

別紙記入例

別紙

氏名（法人にあっては名称）	事業所の名称	事業所の種別
〇〇〇〇株式会社	△△工場	工場

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

本社、営業所、工場等を記入

種別	前年度実績 (令和3年度)	本年度計画 (令和4年度)
① 事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	5%	5%
② 事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0%	0%
③ 再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号に規定する送配電事業者が維持及び管理するもの）により、当該事業所に供給されたもの	0%	0%
④ 自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号に規定する送配電事業者が維持及び管理するもの）により、当該事業所に供給されたもの	0%	0%
⑤ 小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	10%	50%
⑥ 再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	0%	15%
合計	15%	70%

電力使用量ではなく、割合を報告してください。（様式では、欄外に前年度の使用量を入力すれば自動計算されます。）

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（再エネ電力）の発行を受けたグリーン電力相当量証書等に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証書（再エネ電力）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

100%になるとは限りません

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

- 本年度から、小売電気事業者の選定基準を「再エネ比率50%以上」とし、さらにグリーン電力証書の活用により、工場内の再エネ比率を7割まで高めることを目指す。

本年の目標割合達成のための方策や取組を記載

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等
20XX年度	工場の屋根及びカーポートに〇〇〇kWの太陽光発電設備を導入する。
20XX年度	工場の使用する電力の再エネ比率を100%とする。

中長期的な再エネ導入目標年度と具体的な指標を記載

4 備考（特記事項など）

- 将来的に輸送用トラックを全て電気自動車とし、再エネ由来の電気による製品輸送の実現を目指す。

再エネ導入に関する目標や取組等あれば記載

## 2 別紙について

### (1) 別紙「1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合」について

#### 基本的な考え方

- 当該事業所における年間の電力使用量 (kWh) に対する種別ごとの再エネ電気等の使用量 (kWh) の割合 (%) を記載して下さい。(合計は 100% になるとは限りません。)

	報告をお願いする再エネ電気等の種別	例
①	事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気 (当該事業所で使用したものに限る。)	事業所の建物屋根に、 <b>自らが</b> 設置し保有する太陽光発電設備の電気
②	事業所の敷地内に設置された再エネ設備 (自ら保有するものを除く。) から得られた電気 (当該事業所で使用したものに限る。)	事業所の建物屋根に、 <b>第三者が</b> 設置し保有する太陽光発電設備の電気 (PPA 方式)
③	再エネ設備 (事業所の敷地内に設置されたものを除く。) から得られた電気のうち、専用の電線路を使用して当該事業所に供給されたもの	事業所敷地外に設置されている太陽光発電設備の電気のうち、関西電力送配電 (株) が維持及び運用する電線路 <b>以外</b> を利用して事業所に送電した電気
④	自ら保有する再エネ設備 (事業所の敷地内に設置されたものを除く。) から得られた電気の自己託送により、当該事業所に供給されたもの	事業所敷地外に設置されている太陽光発電設備の電気のうち、関西電力送配電 (株) が維持及び運用する電線路を利用して事業所に供給された電気
⑤	小売電気事業者から供給された再エネ電気	小売電気事業者が再エネ指定の非化石証書を使用した電気
⑥	再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	グリーン電力証書などを購入

- 提出様式 (電子データ) の欄外 (非公表) の自動計算シートに各再エネ電気等の使用量 (kWh) を入力いただくことで、使用割合を算出できます。  
(報告書への各再エネ電気等の使用量 (kWh) の記載は不要です。)
- 当該事業所における年間の電力使用量は、小売電気事業者から電力系統経由で調達した電気の量だけでなく、太陽光発電設備、燃料電池システム (エネファーム等) 等の自家発電設備により発電された電気のうち自家消費した電気の量<sup>(注)</sup> も含みます。

(注) 自家発電設備により発電された電気のうち自家消費した電気の量について、当該設備により発電された電気の一部を売電しており、かつ自家消費量を記録する計量器が設置されていない場合は、当該年度における自家発電設備の発電量の合計から、発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量の合計を減じた量を算定し記載して下さい。ただし、発電電力量を計量する計量器が設置されていない場合は、発電電力量を計算により算定し、その根拠資料を提出して下さい。

(参考) 太陽光発電設備の場合

「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針 (以下「再エネ指針」

という。)」別表を参考に、以下の方法で算定すること等が考えられます。

【再エネ指針別表に基づく方法（太陽光発電設備の場合）】

年間発電量＝パネルの定格出力（kW）×8,760時間×設備利用率：0.14

### 使用電力量に占める再エネ電気等の解説

- ① 「事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）」について

以下のいずれかの方法で合計量を算定して下さい。

なお、以下に記載する「計量器」とは、計量法に基づく検定を受けた計量器である必要はありません。

- ア 再エネ設備の発電量のうち自家消費した量が計量できる場合  
当該計量器により計量した当該年度の自家消費量の合計を用いて下さい。
- イ 再エネ設備の発電量及び発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量が計量できる場合  
当該年度における「再エネ設備の発電量」の合計から、「発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量」（いわゆる売電電力量）の合計を減じた値を用いて下さい。  
なお、パワーコンディショナー利用に伴い消費される電力量や、蓄電池の放充電に伴う消費される電力量を加味する必要はありません。
- ウ 再エネ設備の発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量のみ計量できる場合  
前述の再エネ指針別表に基づく方法で算定した当該年度の再エネ設備の発電量の合計から、「再エネ発電設備の発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量」の合計を減じた値を使用して下さい。  
なお、イ同様、パワーコンディショナー利用に伴い消費される電力量や、蓄電池の放充電に伴う消費される電力量を加味する必要はありません。

- ② 「事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）」について

他者が当該事業所内に再エネ設備を設置し、当該設備によって発電された電気を当該事業所が調達して消費する場合

かつ

特定事業者が消費した電気に付随する再エネ価値を保有する場合（再エネ設備の設置者が再エネ価値を保有する場合は不可）

→ 自家消費量を算定の上、その合計を記載して下さい。（算定方法は①ア～ウを参照）

③ 「再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路※を使用して当該事業所に供給されたもの」について

※ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。

当該事業所の敷地外に設置された再エネ設備（設置者が自らであるか他者であるかは問いません）から、関西電力送配電(株)が維持及び運用する電線路以外の専用電線路を用いて当該事業所に供給された電気の量の合計を記載して下さい。

なお、専用電線路は、事業者自らが維持及び運用するものである必要はありません。

④ 「自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送※により、当該事業所に供給されたもの」について

※ 電気事業法第2条第1項第5号口に規定する接続供給をいう。

当該事業所の敷地外に自ら保有する再エネ設備を用いて発電した電気を、関西電力送配電(株)が維持及び運用する電線路を用いて当該事業所に送電している場合、当該供給電気の量の合計を記載して下さい。

⑤ 「小売電気事業者から供給された再エネ電気※」について

※ 一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。

当該事業所において電気の調達契約を締結する小売電気事業者が、非化石証書の使用状況の情報<sup>(注)</sup>を開示する場合において、調達するメニューに対応する非化石証書（再エネ指定あり）の割合を元に算出（小売電気事業者から供給された電力量×非化石証書の割合＝小売電気事業者から供給された再エネ電気の量）し、割合を記載して下さい。（当該情報の開示がない場合、「0%」と記載して下さい。）

ただし、非化石証書については、「再エネ指定あり」のものだけを計上し、原子力発電所由来の非化石価値を含む「再エネ指定なし」は計上しないようご留意下さい。

なお、当該年度実績値が望ましいですが、小売電気事業者から前年度実績値の報告がない場合においては、当該小売電気事業者から契約時に開示された情報（例えば、前々年度の実績や前年度計画値など）でも可とします。

(注) 小売電気事業者の開示情報については、電源構成の情報ではなく、非化石証書の使用状況の情報をもとに記載いただくようご留意下さい。

⑥ 「再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気」について

当該年度に、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証

証明書に基づき証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書)、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジット及び再エネ価値取引市場から調達した証書<sup>(注)</sup>の電力相当量の合計量を用いて下さい。

なお、証書の発行元となる発電所は京都府内外のいずれの発電所でも問題ありません。

(注) 令和3年11月から、需要家や仲介事業者の直接参加を可能とした再エネ価値取引市場が開始しています。本市場を通じて調達した証書(仲介事業者を介して調達したものも含む)についても、「⑥再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気」として、計上して下さい。

### **根拠書類の提出について**

別紙「1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合」で報告する前年度実績の数値を証する書類の提出は不要です。

(2) 別紙「2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針(本年度)」について

別紙「1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合」の各欄に記載した本年度計画の割合について、当該計画を達成するための方針を記載して下さい。

具体的には、本年度の再エネ設備の導入計画や小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準、グリーン電力証書の調達見通し等を記載して下さい。

(3) 別紙「3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標」について

当該事業所における中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標に関して、具体的な目標年度及び目標指標等を記載して下さい。

当該欄は、「事業所単位」で記載いただきますが、事業所単位での目標設定はなく、法人全体としての目標しか定めていない場合は、その旨を併せて記載して下さい。

なお、特定事業者がその事業活動に取り組むべき再生可能エネルギーの導入等の基準として、本府は、「各事業所における1年間の使用電力量に占める再エネ電気等の割合が35%以上であること」と定めています。(京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針第14条)

(4) 別紙「4 備考」について

その他、当該事業所における再生可能エネルギーの導入等に関する特記事項があれば、当該欄に記載して下さい。

## ＜関係条例等＞

### 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

(特定事業者に係る施策)

- 第9条の2 特定事業者（対策条例第16条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、事業活動の主たる事業所その他規則で定める事業所における再生可能エネルギーの導入等に係る報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨及びその概要を公表しなければならない。
- 3 知事は、再生可能エネルギーの導入等の促進のため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その事業活動に関して取り組むべき再生可能エネルギーの導入等の基準として知事が別に定めるものを勘案して、必要な指導及び助言を行うものとする。

### 京都府地球温暖化対策条例（対策条例）

(環境マネジメントシステムの導入等)

#### 第16条

- 2 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、事業活動の主たる事業所その他規則で定める事業所のいずれかにおいて環境マネジメントシステムを導入し、推進しなければならない。

### 京都府地球温暖化対策条例施行規則

(特定事業者)

第12条 条例第16条第2項の規則で定める特定事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 府内における事業活動に係る前年度におけるエネルギーの使用量が、地球温暖化対策指針で定める方法により換算した原油の数量で1,500キロリットル以上であること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を業とする者であって、自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
- ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車<sup>イ</sup>が100台以上であること。
- イ 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車及び同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業（以下「特定旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車のうち道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車（車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号の車両総重量をいう。以下同じ。）が5,000キログラム以上のもの又は最大積載量が3,000キログラム以上のものに限る。）の合計台数が100台以上であること。
- ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車、特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同法第21条第2号の規定による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送の用に供する自動車のうち道路交通法第3条に規定する準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満で、かつ、最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。）及び普通自動車の合計台数が150台以上であること。

- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の規定による鉄道事業の許可を受けた者（府内に路線があるものに限る。）であって、当該鉄道事業の用に供する車両の前年度の末日における総数が、150両以上であること。
- (4) 府内における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの前年度における排出（エネルギーの使用に伴うものを除く。）の量が、地球温暖化対策指針で定める方法により換算した二酸化炭素の量で3,000トン以上であること。
- 2 加盟業者が事業活動を行う場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「該当する者」とあるのは「該当する親業者」と、同項第1号及び第4号中「事業活動」とあるのは「同一の商号、商標その他の表示を使用する全ての加盟業者及び親業者の事業活動」とする。
- 3 前項において「親業者」とは商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは商品の販売又はサービスの提供を業とする者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

### 京都府地球温暖化対策指針

（特定事業者の要件の算定方法）

- 第5条 規則第12条第1項第1号の地球温暖化対策指針で定める方法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に掲げる方法とし、別表第2に定めるエネルギー等の原油換算係数及び二酸化炭素排出係数（以下「係数」という。）を使用するものとする。ただし、都市ガス（標準状態にあるものをいう。以下同じ。）にあつては、1,000立方メートルを発熱量45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算するものとする。
- 2 規則第12条第1項第4号の地球温暖化対策指針で定める方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）第4条に掲げる地球温暖化係数を各種の温室効果ガスの数量に乗じて得るものとする。

### 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則

（再生可能エネルギー導入等状況報告書の作成等）

- 第4条の2 条例第9条の2第1項の報告書の作成は、知事が別に定めるところにより、別記第6号の2様式により行うものとする。
- 2 条例第9条の2第1項の規定による報告書の提出は、毎年度7月31日までにを行うものとする。
- 3 条例第9条の2第1項の規則で定める事業所は、次に掲げるものとする。
  - (1) 前年度におけるエネルギーの使用量が、知事が別に定める方法により換算した原油の数量で500キロリットル以上である事業所
  - (2) その他知事が別に定める事業所
- 4 条例第9条の2第2項の規定による報告書の公表については、第2条に規定する方法により行うものとする。

### 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針

（再生可能エネルギー導入等状況報告書の作成等）

- 第13条 規則第4条の2第1項の規定による再生可能エネルギー導入等状況報告書の作成に関

する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業所の概要

各事業所の名称、種別及び前年度のエネルギー使用量の原油換算数量を記載するものとする。

(2) 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

前年度及び報告年度における各事業所で使用した電力量に占める次の各号に掲げる電気の量の割合（報告年度にあつては目標値）を記載するものとする。

ア 事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）

イ 事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）

ウ 再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの

エ 自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する接続供給をいう。）により、当該事業所に供給されたもの

オ 小売電気事業者から供給された再エネ電気

カ 再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気

(3) 再生可能エネルギーの導入等に関する方針

当該年度における再生可能エネルギーの導入等に関する方針を記載するものとする。

(4) 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標年度及び目標指標等を記載するものとする。

（事業活動に関して取り組むべき再生可能エネルギーの導入等の基準）

第14条 条例第9条の2第3項の規定による特定事業者がその事業活動に関して取り組むべき再生可能エネルギーの導入等の基準は、当該者の各事業所における1年間の使用電力量に占める再エネ電気等（前条第2号の各号に掲げる電気の量の合計をいう。）の割合が35パーセント以上であることとする。